



飼い犬が人に危害を加えたとき、 飼い主の責任が問われます。

大切な家族だからこそ、
正しい管理と
行動が必要です



1. 飼い方について、法律や条例で定められています。

①動物の愛護及び管理に 関する法律

第7条(動物の所有者又は占有者の責務等)

- 飼い犬の逸走防止のための措置をとる
- ステッカーなどで犬を飼っていることを周囲に掲示するなど



②狂犬病予防法

第4条(登録)、第5条(予防注射)

- 犬を取得した日から30日以内に市に登録しなければならない
- 狂犬病の予防通者を毎年一回受けさせなければならないなど



③うるま市飼い犬条例

第4条(飼い犬が人畜に害を加えた場合の届け出)

- 飼い犬が危害を加えたときは直ちに市長に届け出なければならない
- 市長は飼い主に対し、危害防止のために必要な措置を命ずることができるなど

2. 具体的な飼い方について

①飼い犬のストレス軽減のため

- 日々のスキンシップを十分に図る
- 十分な運動をさせる
- 暑さ、寒さ対策を図る
- 衛生環境に十分に配慮する など

②散歩中に気を付けること

- 人や他の犬に慣らし、社会性を育む
- 散歩中はリードの長さ zu 注意する
- 糞尿の処理、後始末を徹底する
- 近隣住民への挨拶をする など

「うちの子は大丈夫」という思い込みが
取り返しのつかない事態を
招くことがあります。



問 環境政策課 ☎973-5594

うるま市農業委員及び農地利用最適化推進委員募集

うるま市農業委員会では、次のとおり第19期うるま市農業委員及び第4期農地利用最適化推進委員を募集いたします。

【募集期間】

令和8年7月10日(金)から令和8年8月10日(月)

※土日・祝日を除く市役所開庁日 8:30~17:00

※郵送の場合、当日消印有効

【提出書類の配布場所】

うるま市農業委員会事務局

※ホームページからもダウンロードできます。

【提出及び問い合わせ先等】

うるま市農業委員会事務局 TEL923-7608
〒904-2292 うるま市みどり町一目1番1号
(本庁舎西棟1階)

直接持参または郵送でお願いいたします。
郵送の場合は、簡易書留で郵送してください。



【募集概要】

農業委員

①要件

農業に関する知見を有し、農業委員会職務を適切に行うことが出来る方。但し、一定人数は、認定農業者等の要件があります。

②業務内容

- ・毎月の農業委員会総会への出席
- ・農地法の許認可の審査や違反等における意見の決定
- ・農地利用状況調査や農業者の意向調査
- ・農地利用の最適化の推進に係る施策について、提出する意見の決定
- ・その他農業委員会が必要とする活動等

③募集人数/14名 ④報酬/月額46,000円

※互選選出される会長及び職務代理者(副会長)は変わります。

⑤任期/令和9年4月1日から令和12年3月31日迄

農地利用最適化推進委員

①要件

農地等の利用の最適化推進に熱意と知見を有する方。(農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地集積、耕作放棄地対策、新規就農者への支援等のこと。)

②業務内容

- ・農地等利用の最適化に関する活動を図るための各種調査等や農業者からの相談活動
- ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、担い手への農地利用集積、集約化に繋がる活動
- ・地域計画、地域農業者との話し合いを推進等

③募集人数/16名 ④報酬/月額40,000円

⑤任期/委嘱の日から令和12年3月31日迄

問 農業委員会事務局 ☎923-7608